

消 食 表 第 1 6 0 号
令 和 元 年 7 月 2 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

栄養成分表示の義務化に係る周知・普及について

一般用加工食品について原則として栄養成分表示を義務化することを定め平成 27 年 4 月 1 日に施行された、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）につきましては、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了します。

このため、貴管下におかれましては、食品関連事業者への指導等に努めていただいているところと承知しておりますが、消費者庁では、より一層の周知、普及が急務であると考えています。

つきましては、消費者庁として可能な限りの対応を行いたいと考えておりますので、食品関連事業者を対象とした栄養成分表示に係る研修会等への講師派遣の御要望等ございましたら、消費者庁食品表示企画課宛てに御連絡願います。

なお、栄養成分表示に関して、各種資料を作成し、消費者庁ウェブサイトにて公表しておりますので、こちらも併せて御活用願います。

（参考）栄養成分表示に関する資料のウェブサイトアドレス
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/

消 食 表 第 1 6 1 号
令 和 元 年 7 月 2 日

(関係団体) 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

栄養成分表示の義務化に係る周知・普及について

日頃より、消費者行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

一般用加工食品について原則として栄養成分表示を義務化することを定め平成 27 年 4 月 1 日に施行された、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）につきましては、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了します。

今般、別添のとおり、都道府県等宛てに通知をしたところですが、各事業者団体等において企画する研修につきましても、可能な限り御協力をしていきたいと考えております。講師派遣の御要望等ございましたら、消費者庁食品表示企画課宛てに御連絡願いますよう、傘下団体への周知をよろしくお願い申し上げます。

(参考) 栄養成分表示に関する資料のウェブサイトアドレス
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/